

平成 2 3 年度 (No. 3)

監 査 結 果 報 告 書

定 期 監 査
財 政 援 助 団 体 監 査
公の施設の指定管理者監査
出 資 団 体 監 査

旭 川 市 監 査 委 員

旭 監 第 110 号
平成24年 4月23日

旭 川 市 長 西 川 将 人 様
旭 川 市 議 会 議 長 三 井 幸 雄 様
旭 川 市 教 育 委 員 会 委 員 長 山 下 善 彦 様

旭 川 市 監 査 委 員 武 田 滋
旭 川 市 監 査 委 員 中 島 孝 志
旭 川 市 監 査 委 員 塩 尻 伸 司
旭 川 市 監 査 委 員 小 松 晃

監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定 期 監 査

1	監査の対象部局及び実施期間	1
2	監 査 の 範 囲	1
3	監 査 の 方 法	3
4	監 査 の 結 果	4

第 2 財 政 援 助 団 体 監 査

1	監査の対象団体及び実施期間	12
2	監 査 の 範 囲	12
3	監 査 の 方 法	12
4	監 査 の 結 果	12

第 3 公の施設の指定管理者監査

1	監査の対象団体及び実施期間	17
2	指 定 期 間 等	17
3	監 査 の 範 囲	17
4	監 査 の 方 法	17
5	監 査 の 結 果	17

第 4 出 資 団 体 監 査

1	監査の対象団体及び実施期間	19
2	監 査 の 範 囲	19
3	監 査 の 方 法	19
4	監 査 の 結 果	19

第 1 定 期 監 査

1 監査の対象部局及び実施期間

対 象 部 局	期 間
総 合 政 策 部	平成23年12月 1 日 ~ 平成24年 3 月15日
総 務 部	
税 務 部	
市 民 生 活 部	
子 育 て 支 援 部	
保 健 所	
環 境 部	
都 市 建 築 部	
社 会 教 育 部	

2 監 査 の 範 囲

平成23年 4 月 1 日から平成23年10月31日までに執行された次の事項を監査の範囲とした。

○ 総合政策部

- (1) 収入に関する事務…部共通で土地等の貸付事務を対象とした。
- (2) 支出に関する事務…部共通で報酬，報償費及び物品等の借上事務を対象とした。
- (3) 契約に関する事務…部共通で土地等の貸付事務及び物品等の借上事務を対象とした。
- (4) 財産管理に関する事務…部共通で土地等の貸付事務及び物品等の借上事務を対象とした。

○ 総務部

- (1) 収入に関する事務…部共通で土地等の貸付事務を対象とした。
- (2) 支出に関する事務…部共通で土地等の借上事務を対象とした。

- (3) 契約に関する事務…部共通で土地等の貸付事務及び借上事務を対象とした。
- (4) 財産管理に関する事務…部共通で土地等の貸付事務及び借上事務を対象とした。

○ 税務部

- (1) 収入に関する事務…市税等に関する債権管理事務を対象とした。
- (2) 支出に関する事務…部共通で物品等の借上事務を対象とした。
- (3) 契約に関する事務…部共通で物品等の借上事務を対象とした。
- (4) 財産管理に関する事務…部共通で物品等の借上事務及び市税等に関する債権管理事務を対象とした。

○ 市民生活部

- (1) 収入に関する事務…部共通で土地等の貸付事務及び神居支所，江丹別支所の現金出納事務を対象とした。
- (2) 支出に関する事務…部共通で土地等の借上事務を対象とした。
- (3) 契約に関する事務…部共通で土地等の貸付事務及び借上事務を対象とした。
- (4) 財産管理に関する事務…部共通で土地等の貸付事務及び借上事務を対象とした。

○ 子育て支援部

- (1) 収入に関する事務…部共通で土地等の貸付事務を対象とした。
- (2) 支出に関する事務…部共通で土地等の借上事務及び報酬を対象とした。
- (3) 契約に関する事務…部共通で土地等の貸付事務及び借上事務を対象とした。
- (4) 財産管理に関する事務…部共通で土地等の貸付事務及び借上事務を対象とした。

○ 保健所

- (1) 収入に関する事務…部共通で土地等の貸付事務を対象とした。
- (2) 支出に関する事務…部共通で土地等の借上事務を対象とした。
- (3) 契約に関する事務…部共通で土地等の貸付事務及び借上事務を対象とした。
- (4) 財産管理に関する事務…部共通で土地等の貸付事務及び借上事務を対象とした。

○ 環境部

- (1) 収入に関する事務…部共通で土地等の貸付事務を対象とした。
- (2) 支出に関する事務…部共通で土地等の借上事務を対象とした。
- (3) 契約に関する事務…部共通で土地等の貸付事務及び借上事務を対象とした。
- (4) 財産管理に関する事務…部共通で土地等の貸付事務及び借上事務を対象とした。

○ 都市建築部

- (1) 収入に関する事務…部共通で土地等の貸付事務を対象とした。
- (2) 支出に関する事務…部共通で土地等の借上事務を対象とした。
- (3) 契約に関する事務…部共通で土地等の貸付事務及び借上事務を対象とした。
- (4) 財産管理に関する事務…部共通で土地等の貸付事務及び借上事務を対象とした。

○ 社会教育部

- (1) 収入に関する事務…部共通で土地等の貸付事務を対象とした。
- (2) 支出に関する事務…部共通で土地等の借上事務を対象とした。
- (3) 契約に関する事務…部共通で土地等の貸付事務及び借上事務を対象とした。
- (4) 財産管理に関する事務…部共通で土地等の貸付事務及び借上事務を対象とした。

3 監査の方法

監査対象部局から提出された資料をもとに、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかについて、それぞれの書類を試査により照合、関係職員へ質問をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、総務部の監査において、平成19年度から平成21年度にかけて契約締結したもの（ただし、事務管理課所管分は平成20年5月から平成22年3月までに契約締結したもの）で、契約期間が平成23年度を含む複数年契約については武田滋監査委員を除斥した。

4 監査の結果

監査対象部局別の結果は以下のとおり、収入、支出、契約及び財産管理に関する事務について、一部の部局を除いて不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘、指導を受けたことを十分踏まえ、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、今年度は土地等の貸付事務及び借上事務を重点項目として監査を実施したところであるが、賃貸借契約において正当な理由もなく落札決定後7日以内に契約締結していなかったもの、所管部局で直接土地等を借り上げる場合の必要な合議や事務手続が完了したときの総務部長への通知を行っていなかったものなど不適切な事務が見受けられたことから、関係法令等を再度確認し、適切かつ厳正な事務処理の執行に努められたい。

○ 総 合 政 策 部

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

(4) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

・電気通信線路設備等の設置に伴い普通財産の貸付契約を締結しているが、契約書の原本がないものがあったことから、今後はこのようなことがないよう文書の保存について十分留意されたい。

○ 総 務 部

(1) 収入に関する事務

ア 第二庁舎事務室等の貸付けに係る加算料金について、ガス使用料及び水道料、下水道使用料では建物を使用する総人数に対する使用者の職員数の割合で案分して算出する際に総人数を、電話料では建物の総電話数に対する貸与電話台数の割合で案分して算出する際に総電話数をそれぞれ誤ったこと、また、機能管理費として算定しなければならない空調機及び自動ドアの保守料が漏れていたことにより、3件14,554円の過少徴収及び1件2,586円の過大徴収があった。（管財課）－改善済

イ 普通財産の貸付料の算定について、現況が公衆用道路の用に供している場合には普通財産貸付料算定基準第6第2項を根拠として旭川市道路占用料条例等を準用しているが、NTT電気通信線路敷地等の貸付けにおいて、同条例等で必要とされている減免申請がなされていないにもかかわらず、申請書に記載されている占用物件の一部の貸付料を免除していた。（管財課）

(2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務

ア 電子計算機等の賃貸借契約において、落札決定後7日以内に契約の締結を行うこととされているが、正当な理由もなくこの期間内に締結されていないものがあった。

（事務管理課）

(4) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

・総務部で締結している賃貸借の一括契約に係る検査について、パソコンの場合には契約担当課と部内の予算執行課の両課で重複して行われているものがあったほか、公用車の場合には従前から予算執行課で行っており、その事務手続が結果として一括契約に係る電子複写機と同様の方法になっている事例が見受けられたが、旭川市事務専決規程では一括契約に係る電子複写機の賃貸借の検査は各課長の専決とされているものの、それ以外の検査は別に規定されていることから、パソコンや公用車の検査を予算執行課において一括契約に係る電子複写機の検査と同様の事務処理によって行うことが同規程に抵触しないかどうかを含め、関係部局とも協議しながら適正な検査の在り方を整理するとともに、必要に応じて改善の措置を講じられたい。

・平成21年度に一括契約により導入した電子複写機の検査について、契約の相手方か

らの請求書における請求額の計算方法が契約書及び仕様書と異なっているにもかかわらず、契約の相手方のシステム変更が難しいこと等を理由に適正と認めた結果、他部局で作成している検査調書における支払金額の記載が契約書等と異なっているものがあったこと、また、今年度においては一部の部局で契約書等と合致した検査調書を作成し、かつ契約の相手方からも契約書等と合致した請求書を受理しており、同一契約により一括導入した部局間で事務処理に整合性がとれていないことから、早急に改善を図られたい。

・借上財産台帳については、所管部局が直接財産の借上げを行った場合には旭川市公有財産規則に基づき、総務部のほか所管部局においても作成することとされているが、複数の部局で必要な書類と認識されずに作成されていない状況が見受けられたことから、全庁統一的に作成されるよう必要性や具体的な事務手続について周知徹底に努められたい。

○ 税 務 部

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務

ア 税総合オンライン端末機等の賃貸借契約(平成22年3月契約分)において、落札決定後7日以内に契約の締結を行うこととされているが、正当な理由もなくこの期間内に締結されていなかった。(税制課)

(4) 財産管理に関する事務

ア 法令による期日から1年余り経過した後に送付された督促状について、一時的に保留扱いとした経過が滞納整理カードに記録されておらず、その理由が不明となっていたものがあったが、事後における状況確認や送付すべき時期の点検ができない状況であったことから、同カードへの記載の徹底はもとより、一時保留扱いしたものを適正に債権管理していくために必要な記録管理の実施を検討されたい。

(納税課)

○ 市 民 生 活 部

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

(4) 財産管理に関する事務

ア 地域会館を運営する団体への土地の貸付けにおいて、その一部を一時的に他の者に貸し付けていた契約が終了したことに伴い、再度当該団体に貸し付ける際、公有財産貸付申請書及び免除の申請書の提出を受けずに、貸付けを行っているものがあった。 (市民活動課)

イ 所管部局が公有財産の貸付けに係る事務手続を完了したときは総務部長へ通知することとされているが、行っていないものがあった。 (市民活動課)

ウ 所管部局が土地を直接借り上げる場合には、契約締結伺起案を総務部へ合議し、事務手続が完了したときは総務部長へ通知することとされているが、いずれもなされていないものがあった。 (市民活動課)

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

・行政財産である旭川台場テレビ放送中継局については、デジタルテレビ放送業務に使用する目的で民間放送事業者に対する無償貸付契約を締結しているが、当該貸付けを可能とする地方自治法の根拠が明確でないとともに、旭川市公有財産規則で定める公有財産貸付申請書の提出や総務部長への通知等の必要な事務手続が一切なされていないこと、また、当該貸付契約そのものが実際には民間放送事業者に電波を発射してもらうために市が中継局の運用を委ねているものとのことであるが、契約内容は単なる貸付けであり、そのような実態を反映したものではないことから、本事業を実施するに当たり必要となる契約等について、事務手続が法令等に基づき、内容が実態に合致したものとなるよう改善を図られたい。

・文書の保管管理において、平成18年度定期監査と同様に道路占用許可証がないものが見受けられたことは、依然として事務処理が改善されていない状況であることから、基本的な文書管理の取扱いについて再確認するとともに、適正な事務処理に努められたい。

○ 子 育 て 支 援 部

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

ア 報酬を時給で支給する嘱託職員に係る1月の勤務時間数について、1時間に満たない勤務時間の端数処理の方法が職種により異なっていることから、30分以上の端数を切り上げる統一的な事務処理とされたい。(こども育成課)

(3) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

(4) 財産管理に関する事務

ア 所管部局が土地を直接借り上げる場合には、契約締結伺起案を総務部へ合議し、事務手続が完了したときは総務部長へ通知することとされているが、いずれもなされていないものがあった。(こども育成課)

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

・認可保育所敷地として貸し付けている土地については、有償とした場合、一部の保育所において財政状況が悪化し、入所児童の処遇に悪影響を及ぼす可能性が高いことを理由に全て無償としているが、市有財産を有効に活用するための基本方針を踏まえ、一律に無償とするのではなく各保育所の財政状況などに応じ、有償貸付や売却を検討されたい。

○ 保 健 所

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務

ア 液体クロマトグラフ質量分析機器一式及びリアルタイムPCR機器一式の賃貸借契約において、落札決定後7日以内に契約の締結を行うこととされているが、正当な理由もなくこの期間内に締結されていなかった。(衛生検査課)

(4) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

○ 環 境 部

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

(4) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

○ 都 市 建 築 部

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

(4) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

・フルカラー電子複写機の賃貸借については、都市建築部が契約し、他部局が当該電子複写機を使用した場合には使用枚数に応じて各部局で支払を行っているところであるが、同部が毎月定例的に作成している部局別使用枚数の内訳書を契約の相手方へ送付することを失念したことにより、契約の相手方から各部局への請求が遅延し、結果として6月から9月分までの賃借料の支払が大幅に遅れていたことから、支出事務の部内における一層のチェック体制の強化を図るなど、適切な事務処理の徹底に努められたい。

○ 社 会 教 育 部

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

(4) 財産管理に関する事務

ア 所管部局が土地等を直接借り上げる場合には、契約締結伺起案を総務部へ合議し、事務手続が完了したときは総務部長へ通知することとされているが、いずれもなされていないものがあった。
(文化振興課、スポーツ課)

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

- ・サイクリングロード用簡易水道管理設敷地に係る自動更新規定のある使用貸借契約について、所管部局からの借上事務手続完了後の通知に基づき総務部において記録している借上財産台帳では、現在も継続して借り上げていることとなっているが、所管部局において一連の文書が保存されておらず、水道設備の管理を含め借上げの状況も把握していないことから、現場の実態等を確認した上で、必要に応じた適切な措置を講じられたい。

- ・バーサーロペット・ジャパンのコースの一部であった道道新開旭川線横断橋に係る土地の借上げについて、平成21年度のコース変更に伴い当該横断橋を使用しなくなったものの、撤去や活用方法の検討等に期間を要するとして引き続き使用許可等を受けているが、使用目的が不明確のまま継続して許可申請を行うことは適切ではないこと、また、使用料や維持管理も必要となることから、早急に関係者と協議するなど必要性を検討し、適切な対応策を講じられたい。

第 2 財政援助団体監査

1 監査の対象団体及び実施期間

対 象 団 体	財政援助の内容	金額(円)	期 間
旭川空港利用拡大 期成会	旭川空港利用拡大期成会負担金	6,615,000	平成23年12月1日 ～ 平成24年3月15日
旭川市市民委員会 連絡協議会	旭川市市民委員会連絡協議会運営 補助金	5,000,000	
学校法人 北海道 立正学園	旭川市私立高等学校教育推進補助 金	1,837,785	

2 監 査 の 範 囲

平成22年度における財政援助に係る出納その他の事務

3 監 査 の 方 法

財政援助を行った関係部局及び監査対象団体から提出された資料に基づき、団体の事務事業の実施状況を聴取し、主に補助金の申請から収支の精算に至るまでの事務について、関係諸帳簿及び書類を試査により照合するなど必要な方法を取り監査を実施した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、旭川市私立高等学校教育推進補助金の監査については中島孝志監査委員を除斥した。

4 監 査 の 結 果

財政援助団体の補助金に係る事務について監査した結果、補助の目的に則して処理されていたものの、事務処理上の不備不適事項が見受けられた。

結果は以下のとおりであり、今後とも補助による効果を確認するとともに、指摘を受けたことにも十分留意しながら、より適正な補助事業の執行に努められたい。

○ 旭川空港利用拡大期成会

(1) 団体に関する事項

ア 当団体が実施している国際路線運航促進助成事業に係る実施要綱では、申請書に
関係書類を添付させることとし、それらを審査の上助成金額を決定することとされ
ているが、助成金額の算定に必要な書類の添付に一部漏れがあり、旭川空港ビル株
式会社が航空会社に対して空港施設使用料を減額したことが確認できないものがあ
ったにもかかわらず、申請書を受理し、助成金を支出しているものがあった。

－改善済

イ ラバトリー汚水処理設備の購入については、当団体の予算に係る補正措置がなさ
れていない中で執行していたほか、これに伴う事業計画の変更に係る市への負担金
交付申請に当たっては、既に自ら購入していたにもかかわらず、旭川空港ラバトリ
ー処理整備補助金を新設する旨を記載するなど実態と異なる内容の添付書類を提出
していた。

ウ 商工会議所季報広告をはじめ当団体が多くの広告掲載料を支出しているが、単な
る名刺広告が含まれているなど、効果が期待できないものが見受けられたことから、
今後は財政援助団体であることを自覚した上で、費用対効果を勘案するなど慎重に
執行する必要がある。

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

・当団体については、本市が構成団体であるとする根拠、顧問と構成団体や役員との
関係が明確でなく、会費負担が一部の会員に偏り、金額の根拠も特になかったほか、
実施事業に関する会則の規定が、市の負担金交付要綱の負担対象費用の規定や現在実
施している国際路線運航促進助成事業など他団体への援助事業をはじめとした活動実
態とそれぞれ合致しなくなっていることから、社会経済環境の変化に伴う地域ニーズ
などへの今後の対応も視野に入れながら、当団体の会員構成、組織、会費、実施事業、
会議、事務局などの在り方について検証し、必要に応じて会則、実施事業などの見直
しを検討されたい。

・当団体が実施している国際路線運航促進助成事業に係る実施要綱について、不十分
な規定等が見受けられたことから、次のような見直しを検討されたい。

a 対象経費を空港施設使用料としているが、これは旭川空港ビル株式会社が航空会
社から徴収するものであり、何に対する助成なのか明確になっていないことから、

対象経費を正確かつ具体的に規定するか又は助成対象を旭川空港ビル株式会社から航空会社に変更する必要がある。

b 相互交流促進事業の助成額を1事業当たり10万円としているが、それに満たない事業も想定されることから、助成限度額が10万円である旨を明確にする必要がある。

c 条文では書類名を国際路線運航助成事業申請書と規定しているが、様式では国際チャーター便運航助成事業申請書としていることから、同一の名称にする必要がある。

(2) 所管部局（総合政策部）に関する事項

ア 旭川市補助金交付基準では、交際費、飲食費、懇親会費等は補助対象外とされているが、負担金交付要綱には、それに関する規定がなく、全ての支出を対象経費としていたほか、次のような実際の事務処理と一致しない規定等も見受けられたことから、早急に見直しを検討されたい。

- ・ 交付した負担金については、当団体が実施している国際路線運航助成事業で、運航予定により算定し、交付した額と運航実績により算定した額との間に差額が生じた場合には、戻入させているが、負担金交付要綱では、対象経費の執行額の合計額が市の負担金額を下回ったときに残額を戻入させることとされており、実際の事務処理を反映した規定になっていない。
- ・ 交付決定した負担金の全額を5月に概算払していることについて、旭川市補助金交付基準では概算払を受けようとする補助金の額、交付の時期及びその算出の基礎を申請書に記載して提出することとされているが、負担金概算払申請書（様式5）では、その算出の基礎が記載事項とされていないことから、概算払の額及び時期について必要性が判断できない様式になっている。

イ 当団体が旭川空港ビル株式会社に対して支出している国際路線運航助成金は、全額が市からの負担金で実施されており、事実上市が助成金を支出しているのと同じ状況にあるが、特に当団体が助成しなければならない根拠はなかったことから、その手法も含めた負担金の交付について見直しを検討されたい。

ウ 交付した負担金の執行に関わっては、当団体に不適切な事務処理が見受けられたほか、所管部局がラバトリー汚水処理設備に係る負担金の交付を決定する際、既に当団体が購入していることを承知しながら、起案文書には、当該設備に係る整備補助金の新設が負担金交付対象に合致している旨を記載するなど実態と異なる事務処理をしていたことから、当団体への指導を強化するとともに、負担金交付に係る事

務処理のチェック体制についても早急に見直しを検討されたい。

エ 旭川観光協会が実施した関連事業に対する当団体の支出について、負担金の対象経費としているが、同協会に対しては市が補助金等を別途支出しており、同一事業に対して市が重複して支出しかねないことから、負担金使途の透明性を一層高めるため対象経費から除外することを検討されたい。

○ 旭川市市民委員会連絡協議会

(1) 団体に関する事項

ア 当団体は市職員が事務局業務を担っている外郭団体であるが、外郭団体における会計事務の処理基準、団体が準用する本市の事務処理の例及び団体の会計事務等取扱要領に基づき、現金の出納に当たっては事前に意思決定手続を行うこととなっているにもかかわらず、物品の購入等の事後に支出承認手続を行っているものがあった。

イ 会計事務において、会計事務等取扱要領に資金前渡などの支出の特例に関する規定がないこと、また、実態として市の会計規則等を準用しているにもかかわらずその旨が明記されていないこと等から、実際の事務処理との整合を図るよう関係規程の見直しを検討されたい。

(2) 所管部局（市民生活部）に関する事項

ア 当団体は市職員が事務局業務を担っている外郭団体であり、市に準じた取扱いが求められているが、意思決定手続が事後になされているものや確認行為が存在しない支出命令で支出票に検査をした旨を記載しているものなど、多数の不備不適事項が見受けられたことから、事務処理の適正な執行が確保されるよう団体に対して指導されたい。

イ 当補助金は申請に基づき交付決定額の全額を6月に概算払しているが、必要となる額の承認に当たり、概算払申請書では予算書を根拠としているのみで団体の収支予定が明らかにされていないことから、必要な書類の提出を受け、支払の時期や額の妥当性について適正な審査をされたい。

ウ 事務局移行準備金特別会計に対する一般会計からの積立金については、将来の備

品購入費として財源を蓄えることを目的に平成19年度から毎年一定額が繰り出されており、交付要綱に定める旭川市市民委員会連絡協議会の運営に要する経費に該当するとして当該支出を対象経費に含めているが、交付要綱の規定では対象経費とすることが可能かどうかの判断ができないことから、会計年度独立の原則を踏まえた上で、対象経費とすることの是非を含め、その考え方を再整理し、必要に応じて交付要綱に具体的に明記するなどの措置を講じられたい。

○ 学 校 法 人 北 海 道 立 正 学 園

(1) 団体に関する事項

ア 補助事業の実績報告において、補助対象経費である研究会等への教職員派遣に係る旅費に、用務のない日の日当など補助対象外となる旅費を含めて報告したこと等により、12,551円過大に補助金の交付を受けていた。 ー改善済

イ 経理規程において、会計伝票として入金伝票、出金伝票及び振替伝票を定めているが、会計伝票は振替伝票のみとする取扱いにしていることから、実際の事務処理との整合性を図るよう経理規程を見直されたい。

(2) 所管部局（子育て支援部）に関する事項

ア 補助事業の実績報告書では、補助対象経費である研究会等への教職員派遣に係る旅費に、用務のない日の日当など補助対象外となる旅費が含まれていたにもかかわらず、それらを除外せずそのまま額の確定を行ったこと等により、交付決定額が12,551円過大となっていることから、厳正に審査をする必要がある。

第 3 公の施設の指定管理者監査

1 監査の対象団体及び実施期間

対 象 団 体	対 象 施 設	期 間
旭川市東部住民センター 運営委員会	東部住民センター	平成23年12月 1 日 ～ 平成24年 3 月15日

2 指 定 期 間 等

指 定 期 間	委 託 金 額	利用料金制の適用
平成22年 4 月 1 日 ～ 平成27年 3 月31日	平成22年度 4,193,029円	有

3 監 査 の 範 囲

平成22年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務

4 監 査 の 方 法

対象施設を所管する関係部局及び監査対象団体から提出された資料に基づき、公の施設の管理に係る事務事業の実施状況を聴取し、主に指定の手続から当年度の事業報告書の点検に至るまでの事務について、関係諸帳簿及び書類を試査により照合するなど必要な方法を取り監査を実施した。

5 監 査 の 結 果

公の施設の管理に係る事務について監査した結果、以下のとおり不備不適事項が見受けられた。

今後とも公の施設の管理に当たっては、指摘を受けたことにも十分留意しながら、より適正な管理に努められたい。

○ 旭川市東部住民センター運営委員会

(1) 団体に関する事項

ア 体育室の利用料金で、改正前の利用料金表に基づき料金を算定したことにより、1件10,000円を過大に徴収しているものがあつた。

イ 市や国の機関等からの入金を受けるための預金口座の預金利息について、収入の処理及び収支報告書への計上をしていなかった。

ウ 労働保険料の雇用保険分については、事業主と被保険者の双方で負担するものであるが、職員から被保険者負担額を徴収していなかった。

(2) 所管部局（市民生活部）に関する事項

ア 施設の使用申請書で、利用料金の算定根拠となる使用室名や使用日時等の記載が漏れているものが多数見受けられたこと、また、使用の取消し等の承認で、旭川市住民センター条例及び同条例施行規則に定める必要な手続がなされていないことから、使用の承認等の手続について適正な事務処理が行われるよう指導されたい。

イ 利用料金の取扱いについては、利用料金の額及び減免等について指定管理者が定めた利用料金に関する規程を旭川市住民センター条例に基づき承認しているところであるが、使用の取消しに伴う未納の利用料金の取扱いや利用料金の減免に関する具体的な内容などの把握が十分でないことから、その把握に努められたい。

ウ 基本協定書では、管理費の額は毎年度の予算の範囲内で定めるとしていることから、管理経費の適正性をより高めるために、指定管理者の収支予算書の内容に変更がある場合は、あらかじめ変更後の収支予算書の提出を求め内容の把握に努めるほか、市が現在様式を定めている収支報告書について、予算に対する決算の状況が確認できる内容へ見直すことを検討されたい。

第4 出資団体監査

1 監査の対象団体及び実施期間

対象団体	出資率(%)	期間
旭川市土地開発公社	100.0	平成23年12月1日 ～ 平成24年3月15日

2 監査の範囲

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの事業に係る出納その他の事務

3 監査の方法

基本財産を出捐した関係部局及び監査対象団体から提出された資料に基づき、団体の事務事業の実施状況を聴取し、平成22年4月1日から平成23年3月31日までについて、関係諸帳簿及び書類を試査により照合するなど必要な方法を取り監査を実施した。

4 監査の結果

提出された関係諸帳簿及び書類に基づき、団体の事業に係る出納その他の事務について監査を行った結果、以下のとおり不備不適事項が見受けられた。

今後とも団体の事業実施に当たり、本監査結果について十分留意するとともに、設立目的に沿った適切な事務の執行に努められたい。

○ 旭 川 市 土 地 開 発 公 社

(1) 団体に関する事項

ア 保有する土地の貸付けに係る固定資産税及び都市計画税は附帯等事業原価として実際に支出した年度に計上しているが、これらについては、その賦課期日が1月1日であることから、前年度の附帯等事業収益に対応して発生している費用であるため、発生主義の観点から費用と収益の対応を十分にさせるよう、決算時に未払金として計上することなどを検討されたい。

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

- ・公有用地の取得価額は国の土地開発公社経理基準要綱に基づき、取得に係る借入金の利息を加算しているため、当該土地の実勢価格と簿価との差額である含み損が拡大していくと予想され、簿価による取得を原則としている市の財政負担もより大きくなると考えられる。よって、用地売却は進んできているものの、依然として多くの所有地を抱えているため、市の財政上の負担にも配慮しつつ所有地の早期売却に向けてより一層努められたい。

- ・基本財産に相当する定期預金1,000万円について、貸借対照表に出資金として表示している誤りを平成18年度の監査で既に指摘していたにもかかわらず、依然として修正されていないことから、適切な科目で表示されたい。

監査対象団体の概要

1 設立目的及び事業内容

(1) 設立目的

当公社は、昭和47年6月15日「公有地の拡大の推進に関する法律」が制定されたことに伴い、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として旭川市が基本財産全額を出資して昭和48年2月5日に設立された。

(2) 事業内容

- ア 先行取得事業
- イ 附帯事業

2 団体基本財産

10,000,000円(旭川市全額出資 出資率100%)

3 役職員数及び機構

役員(定款)理事	10名以内(うち1名理事長)
監事	3名以内
(現行)理事	7名(うち1名理事長)
監事	2名
職員 旭川市総務部管財課長及び財産係との兼務職員	8名
事務局長	1名
事務局主幹	1名
管理係	6名

4 平成22年度の事業実績

(1) 公有地取得事業

ア 土地の管理

事業名	金額(円)	備考
草刈業務委託	261,450	松岡木材跡地用地1件
分筆図作成業務委託	166,950	旭川駅周辺開発事業用地1件
合計	428,400	

イ 土地の処分(公有用地)

事業名	契約年月日	面積(m ²)	処分価格(円)	備考
旭川駅周辺開発事業用地	H23. 2. 9	8,742.38	207,868,234	旭川市
公共用地(中央図書館前)	H23. 3. 17	867.64	169,185,472	旭川市
合計		9,610.02	377,053,706	

(2) 附帯等事業

ア 土地の貸付け

事業名	金額(円)	備考
保有土地賃貸等事業	6,251,499	駅周辺, 中央図書館前その他賃貸料
合計	6,251,499	

イ 土地の管理

事業名	金額(円)	備考
保有土地賃貸等原価	1,329,400	公租公課
合計	1,329,400	

<資料2>

平成22年度 旭川市土地開発公社損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位 円)

1	事業収益			
	(1) 公有地取得事業収益	377,053,706		
	(2) 附帯等事業収益	6,251,499	383,305,205	
			<hr/>	
2	事業原価			
	(1) 公有地取得事業原価	371,203,262		
	(2) 附帯等事業原価	1,329,400	372,532,662	
			<hr/>	
	事業総利益			10,772,543
3	販売費及び一般管理費			
	(1) 販売費及び一般管理費	1,753,389	1,753,389	1,753,389
		<hr/>	<hr/>	<hr/>
	事業利益			9,019,154
4	事業外収益			
	(1) 受取利息	56,957	56,957	
		<hr/>	<hr/>	
5	事業外費用			
	(1) 支払利息	31,387	31,387	25,570
		<hr/>	<hr/>	<hr/>
	経常利益			9,044,724
				<hr/>
	当期純利益			9,044,724
				<hr/> <hr/>

注) 損益計算書は、当公社の決算書から抜粋したものである。

<資料3>

平成22年度 旭川市土地開発公社貸借対照表

(平成23年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部		
1 流 動 資 産		
(1) 現 金 預 金	100,875,045	
(2) 公 有 用 地	5,471,250,174	
(3) 事 業 未 収 金	169,185,472	
	<hr/>	
流 動 資 産 合 計		5,741,310,691
2 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
(ア) 器 具 及 び 備 品	1,548,202	
減 価 償 却 累 計 額	1,241,024	307,178
有 形 固 定 資 産 合 計	<hr/>	307,178
(2) 無 形 固 定 資 産		
(ア) 電 話 加 入 権		76,440
無 形 固 定 資 産 合 計		<hr/> 76,440
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産		
(ア) 出 資 金		10,000,000
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		<hr/> 10,000,000
固 定 資 産 合 計		<hr/> 10,383,618
資 産 合 計		<hr/> <hr/> 5,751,694,309
負 債 の 部		
3 流 動 負 債		
(1) 未 払 金	16,980	
(2) 短 期 借 入 金	229,129,011	
(3) 未 払 費 用	2,011,937	
流 動 負 債 合 計		231,157,928

4 固 定 負 債

(1) 長 期 借 入 金	5,039,480,679	
固 定 負 債 合 計		<u>5,039,480,679</u>
負 債 合 計		<u>5,270,638,607</u>

資 本 の 部

5 資 本 金

(1) 基 本 財 産	10,000,000	
資 本 金 合 計		<u>10,000,000</u>

6 準 備 金

(1) 前 期 繰 越 準 備 金	462,010,978	
(2) 当 期 純 利 益	9,044,724	
準 備 金 合 計		<u>471,055,702</u>
資 本 合 計		<u>481,055,702</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>5,751,694,309</u></u>

(注) 固定資産の減価償却方法は定額法，消費税の処理方法については税込処理とした。

注) 貸借対照表は，当社の決算書から抜粋したものである。